

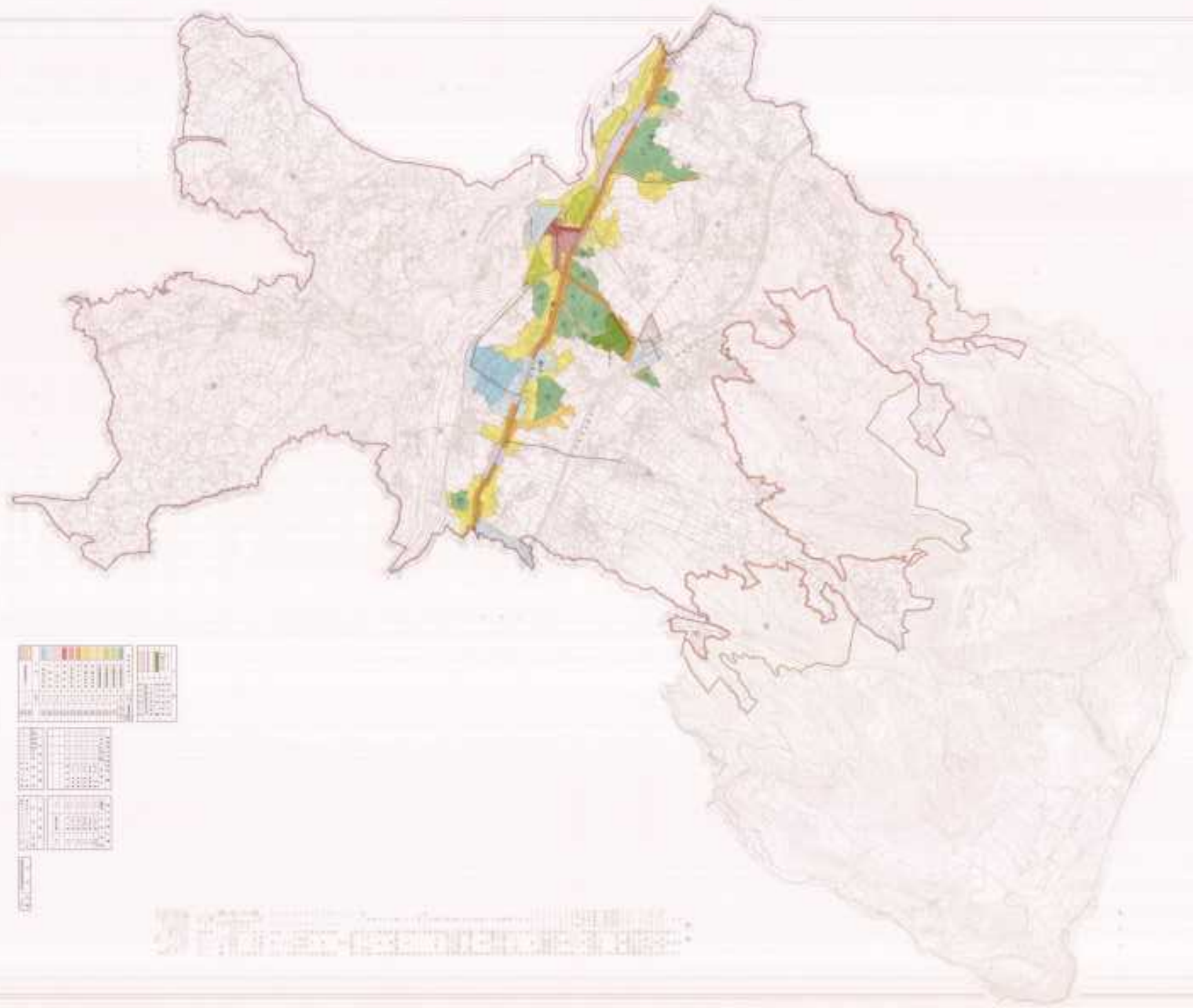
資料 1

令和 4 年度

東御市都市計画審議会

令和 5 年 2 月 24 日

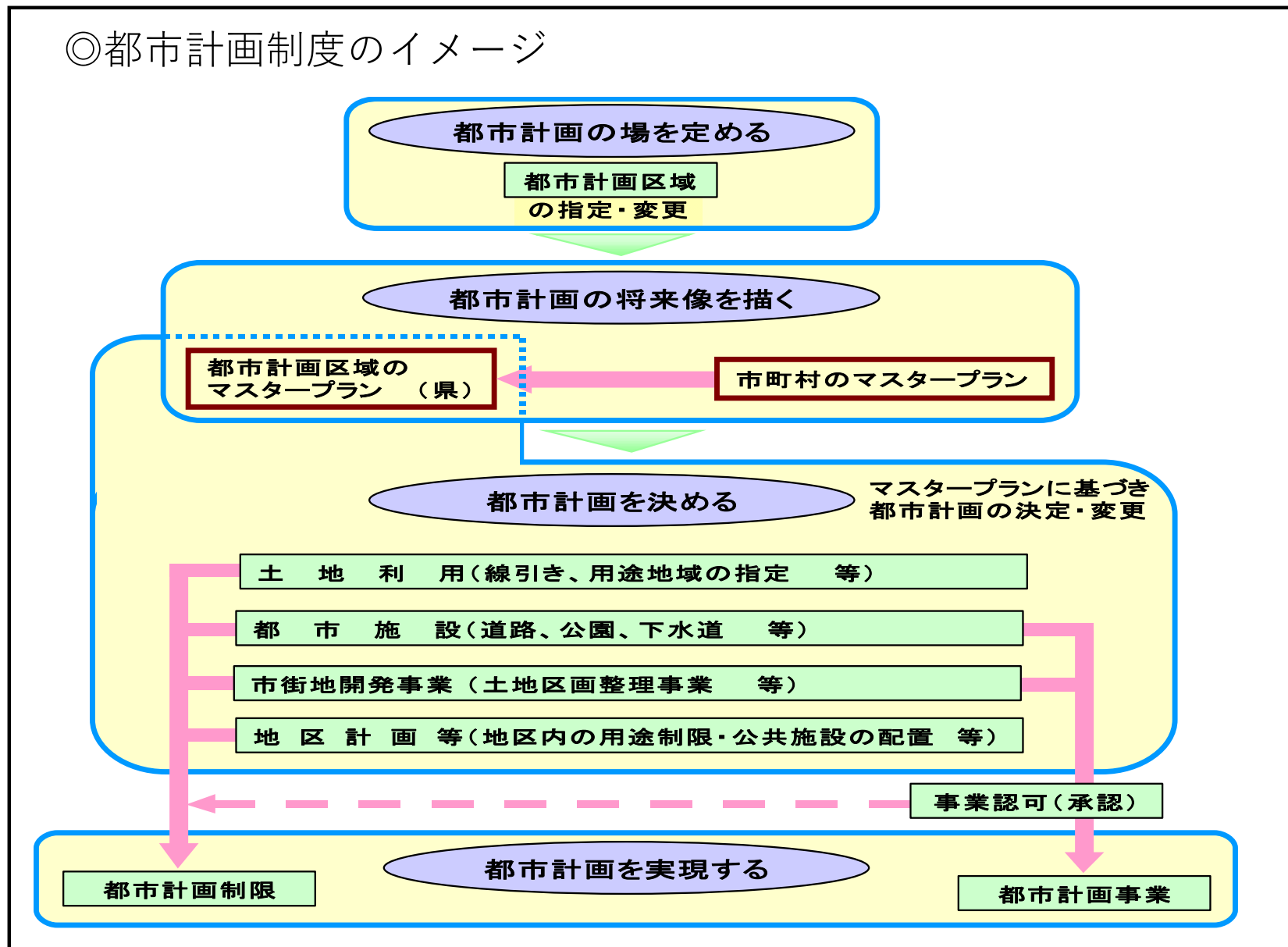
東御都市計圖



色	用途
黄緑	第一種住居地域
黄	第二種住居地域
黄緑	第一種商業地域
黄	第二種商業地域
黄	第一種工業地域
黄	第二種工業地域
黄	第一種特別用途地域
黄	第二種特別用途地域
黄	第一種高度利用地域
黄	第二種高度利用地域
黄	第一種低層住居専用地域
黄	第二種低層住居専用地域
黄	第一種中層住居専用地域
黄	第二種中層住居専用地域
黄	第一種近隣住居専用地域
黄	第二種近隣住居専用地域
黄	第一種通学区域
黄	第二種通学区域
黄	第一種公園緑地
黄	第二種公園緑地
黄	第一種緑地
黄	第二種緑地
黄	第一種遊園
黄	第二種遊園
黄	第一種運動場
黄	第二種運動場
黄	第一種体育館
黄	第二種体育館
黄	第一種文化センター
黄	第二種文化センター
黄	第一種市民センター
黄	第二種市民センター
黄	第一種市民ホール
黄	第二種市民ホール
黄	第一種市民会館
黄	第二種市民会館
黄	第一種市民センター
黄	第二種市民センター
黄	第一種市民ホール
黄	第二種市民ホール
黄	第一種市民会館
黄	第二種市民会館

東御都市計図
昭和三十一年三月三十一日現在
東御市建設部

(2) 都市計画審議会の役割と都市計画制度の概要



(3) 都市計画事業について

- ・ 下水道施設統廃合事業の推進**
- ・ 今後の都市計画におけるスケジュール**

長野県東御市都市整備部上下水道課

取組概要

人口減少に伴い下水道施設の統廃合を進め、下水道施設の効率的な維持管理と経営基盤の安定化を図った。

◆**総事業費** 208,780千円（平成29年度から令和3年度まで）

◆背景

- 下水道の施設整備から一定の期間が経過し、施設の老朽化により今後、施設の更新需要の増大が見込まれる。
- 人口減少や少子高齢化等の社会情勢に伴い、施設利用率の減少が見込まれる。
- これらの課題を解決するため、下水道施設の統廃合をすることで、更新需要費の抑制と施設の効率的な運営により、維持管理費の削減を図る。

◆具体的内容

- 「新たな下水処理計画」に基づき、東部地区は農業集落排水7地区とコミュニティプラント1地区を公共下水道へ編入・接続する計画とした（9施設→1施設）。
- 北御牧地区は大型合併浄化槽2地区を特定環境保全公共下水道へ、コミュニティプラント2地区は農業集落排水（下八重原処理場）へ編入・接続することを予定している（8施設→4施設）。
- 全体計画としては、17施設を5施設へ統廃合する。

◆効果

- 平成30年度から統廃合事業を開始し、令和3年度末で4つの処理場の編入・接続が完了し、維持管理費が削減された。（平成31～令和3年度で▲約16,371千円）

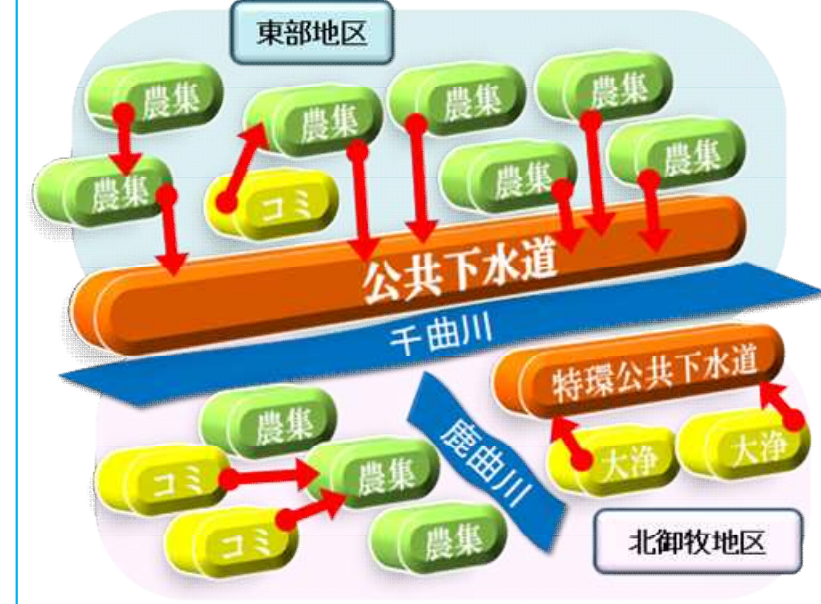
取組のポイント

- 現在、浄化槽処理の東部湯の丸サービスエリアをR3～R6までに公共下水道へ接続。
- 下水道施設の統廃合事業の推進と合わせて、ストックマネジメント計画に基づき、受け皿となる東部浄化センターを計画的に改築・更新を行うことにより、安定した操業とランニングコストの縮減を図っている。
- 下水道施設の統廃合事業については、関係区への協議、説明を丁寧に行い、合意形成を図りながら推進している。

公営企業情報

- 行政区域内人口 29,677人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積 112.37Km²（令和4年1月1日時点）
- 処理区域内人口 27,392人（令和3年度決算）

統廃合事業イメージ図



取組のスケジュール

- 平成28年度に計画の認可、平成30年度に別府処理場、平成31年度に滋野処理場、令和2年度に和南部、金井処理場、令和3年度に田沢処理場の接続が完了。

今後の展望

- 令和4年度に新屋処理場、令和5年度に東上田処理場、令和6年度に寺坂コミュニティプラントを接続予定。
- 北御牧地区は令和6年度に全体計画・変更認可を予定し、令和12年度に全ての統廃合が完了予定。

・ 今後の都市計画におけるスケジュールについて

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公園施設長寿命化計画	R5.2月末 完了予定			
都市計画基礎調査			●	
都市計画マスタープラン		計画準備	●	→
立地適正化計画		計画準備	●	→

公園施設長寿命化計画

➤ 背景

全国の都市公園のうち、設置から30年以上経過した公園が約6割に達し施設の老朽化が課題となってきた。公園施設の安全確保と機能保全を図り効率的な維持管理を目的に各自治体で策定を進めている。

➤ 策定フロー

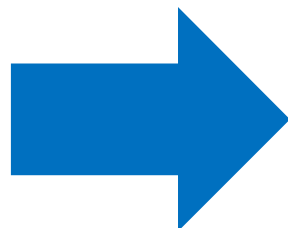
対象公園の設定 → 予備調査 → 健全度調査・判定 → 長寿命化計画策定

➤ 策定状況

令和4年度 第2期東御市公園施設長寿命会計画の策定
(令和5年2月末予定)

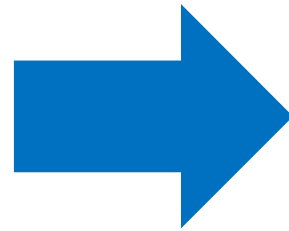
➤ 進捗状況①

令和2年度 市民プール外トイレ改修 他



➤ 進捗状況②

令和3年度～令和4年度 東御中央公園木道設置工事 他



都市計画マスタープラン

- 都市計画制度においては、まず計画の土台となる都市計画区域の指定を県が行う。その上で、区域の状況調査を行い、実情に即した具体的な方針を定める都市計画マスタープラン（県と市町村それぞれ）を作成する。
- マスタープランを作ることで、土地の使い方のルールを決めて、建築行為や開発行為について制限したり、地区計画と呼ばれる独自の土地利用や施設配置などを定める計画を定めることができる。
- 平成20年に策定された東御市都市計画マスタープランは令和7年に計画期間満了

立地適正化計画

立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためにマスタープランを作成し、市町村が必要に応じて策定する計画です。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するものです。（コンパクト・シティ・プラスネットワークの推進）

➤ 都市計画と公共交通の一体化

循環型の公共交通ネットワーク形成（コミュニティバス、デマンド型タクシー）

➤ まちづくりへの公的不動産の活用

将来を見据えた公共施設の再設置や公的不動産を活用した民間機能の誘導

➤ 市街地空洞化を防ぐ

住宅や民間施設の立地を穏やかにコントロール ← **都市再生特別措置法による支援措置**

➤ 防災・減災のまちづくり

防災リスク分析と課題抽出、防災指針の設定

20年先を展望して作成し5年ごとの評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。

国道18号上田バイパス第二期工区進捗状況について

令和3年度における上田バイパスの工事状況



現在のの上田バイパスの工事状況

